

**東日本大震災により  
被害を受けられた方へ**

**税務署からのお知らせ**

大震災により、住宅や家財などに被害を受けられた方は、特例により平成22年分所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより税金の還付を受けられます。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

下記の表のほか、自動車や廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。また被災された方が作成する「消費貸借契約書」(金銭借借書)、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

**問い合わせ先**

栃木税務署

☎0282(22)0885

(自動音声案内)

税制上の措置	概要
申告・納付等の期限延長	大震災で被害を受けたこと等に関連して期限までに申告・納付等が困難な場合は、申請書を税務署に提出することにより期限が延長されます。
所得税の軽減または免除	所得税法に定める雑損控除、または災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除を受けることができます。
源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減または免除が受けられる方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は引き続き適用を受けることができます。
財産形成住宅(年金)の利子等の非課税	大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。
納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。
予定納税額の減額	平成23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は予定納税額を減額することができます。

**差押財産のインターネット公売を  
実施しました**

下野市では、今年度から「市税滞納者の差押財産」のインターネット公売を行っています。

インターネット公売とは、行政機関が税金等の滞納者から差押えた財産を、インターネットを利用して国税徴収法などに基づき売却し、その代金を滞納税に充当するものです。

**インターネット公売はヤフー株式会社による官公庁オークションで行っています**

官公庁オークションへの参加条件と必要な手続きは、官公庁オークションヘルプをご覧ください。  
<http://koubaiauctions.yahoo.co.jp/help/index.html>

**○公売内容**

下野市ホームページ及び官公庁オークションサイトにて、公売内容の詳細を掲載しています。

(※実施していない場合は掲載されません。)

**○入札参加条件**

20歳以上で日本語を完全に理解し、市で定めるガイドラインなどを遵守できる方に限ります。

また、公売物件により、入札前に別に定める保証金を納付することが必要な場合があります。

**○官公庁オークションの参加に必要な手続き**

- ① Yahoo! JAPAN ID の取得
- ② 登録メールアドレスの確認 (注意) 手続きに入る前に、Yahoo!オークションガイドラインなどを必ず確認してください。



**問い合わせ先**

税務課 ☎(40)5554